

1. 「不動産の表示に関する公正競争規約」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第11条第1項の規定に基づき、不動産の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</u></p> <p>第2条～第24条 （略）</p> <p>(組織及び事業)</p> <p>第25条 この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び<u>一般社団法人九州不動産公正取引協議会</u>（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会（以下「公正取引協議会連合会」という。）を設置する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前項の公正取引協議会の地区は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>一般社団法人九州不動産公正取引協議会</u> 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域</p> <p>4～5 （略）</p> <p>6 公正取引協議会連合会は、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。</p> <p>第26条 （略）</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第27条 公正取引協議会は、第5条及び第8条から第23条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を直ちに採るべきこと並びに第5条及び第8条から第23条までの規定に違反する行為を再び行ってはなら</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）<u>第12条第1項の規定に基づき、不動産の取引に関する表示に係る事項を定めることにより、一般消費者の不動産の適正な選択に資するとともに、不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</u></p> <p>第2条～第24条 （略）</p> <p>(組織及び事業)</p> <p>第25条 この規約を円滑、かつ、効果的に実施するため、社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び<u>九州不動産公正取引協議会</u>（以下これらを「公正取引協議会」という。）並びに不動産公正取引協議会連合会（以下「公正取引協議会連合会」という。）を設置する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 同左</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) <u>九州不動産公正取引協議会</u> 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域</p> <p>4～5 （略）</p> <p>6 同左</p> <p>(1)～(3) （略）</p> <p>(4) <u>公正取引委員会</u>に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。</p> <p>第26条 （略）</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第27条 同左</p>

<p>ないことを警告し、又は50万円以下の違約金を課すことができる。</p> <p>2 事業者は、前項に規定する警告を受けたときは、当該警告の内容である措置を直ちに実施し、又は当該警告の内容に反する行為を行ってはならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、500万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、除名処分をし、又は<u>消費者庁長官</u>に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 公正取引協議会は、事業者が前条第4項の警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課すことができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 公正取引協議会は、第1項、第3項又は第6項の規定による措置を講じたときは、その旨を文書をもって遅滞なく<u>消費者庁長官</u>に報告するものとする。</p> <p>(措置に対する異議の申立て)</p> <p><u>第27条の2</u> 前条第1項に基づく警告又は違約金、前条第3項に基づく違約金、資格停止又は除名処分若しくは前条第6項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、当該事業者は異議の申立てをすることができない。</p> <p><u>3</u> 公正取引協議会は、第1項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これに基づき審理を行うものとする。</p> <p><u>4</u> 公正取引協議会は、前項の審理を行った結果を当該事業者に速やかに通知するものとする。</p> <p>(措置内容等の公表)</p> <p><u>第27条の3</u> 公正取引協議会は、第27条第1項又は第3項の規定に基づく措置を採った場合において、当該違反行為の及ぼす影響の程度等を勘案の上、特に必要があると認められるときは、違反事業者名、違反行為の概要及び措置の内容を公表することができる。</p> <p>(規則の制定)</p> <p><u>第28条</u> 公正取引協議会連合会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p>	<p>2 同左</p> <p>3 公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、500万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、除名処分をし、又は<u>公正取引委員会</u>に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>4～5 (略)</p> <p>6 同左</p> <p>7 同左</p> <p>8 公正取引協議会は、第1項、第3項又は第6項の規定による措置を講じたときは、その旨を文書をもって遅滞なく<u>公正取引委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p><u>第28条</u> 同左</p>
--	--

<p>2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、<u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>(定款その他の基本約款の制定)</p> <p>第29条 公正取引協議会又は公正取引協議会連合会の定款その他の基本約款を定め又は変更しようとするときは、<u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>の承認を受けるものとする。この場合において、公正取引協議会にあっては、公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。</p> <p>2 公正取引協議会又は公正取引協議会連合会は、定款その他の基本約款の運営規程を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ<u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>に届け出るものとする。この場合において、公正取引協議会にあっては、公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。</p>	<p>2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、<u>公正取引委員会</u>の承認を受けるものとする。</p> <p>(定款その他の基本約款の制定)</p> <p>第29条 公正取引協議会又は公正取引協議会連合会の定款その他の基本約款を定め又は変更しようとするときは、<u>公正取引委員会</u>の承認を受けるものとする。この場合において、公正取引協議会にあっては、公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。</p> <p>2 公正取引協議会又は公正取引協議会連合会は、定款その他の基本約款の運営規程を定め又は変更しようとするときは、あらかじめ<u>公正取引委員会</u>に届け出るものとする。この場合において、公正取引協議会にあっては、公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。</p>
--	--

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日（平成21年9月1日）から施行する。

2. 「不動産の表示に関する公正競争規約施行規則」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(実施細則等の制定)</p> <p>第16条 不動産公正取引協議会連合会は、規約を施行するため実施細則を定めることができる。</p> <p>2 前項の実施細則を定め又は変更しようとするときは、<u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>の事前確認を受けるものとする。</p> <p>3 公正取引協議会は、地区内における不動産取引の状況に照らして特に必要があると認めるときは、実施細則の運用基準を定めることができる。この場合においては、不動産公正取引協議会連合会を経由して<u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>に届け出るものとする。</p>	<p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(実施細則等の制定)</p> <p>第16条 同左</p> <p>2 前項の実施細則を定め又は変更しようとするときは、<u>公正取引委員会</u>の事前確認を受けるものとする。</p> <p>3 公正取引協議会は、地区内における不動産取引の状況に照らして特に必要があると認めるときは、実施細則の運用基準を定めることができる。この場合においては、不動産公正取引協議会連合会を経由して<u>公正取引委員会</u>に届け出るものとする。</p>

附 則

この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日（平成21年9月1日）から施行する。

3. 「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不動産の取引に附随して不当な景品類を提供する行為の制限を実施することにより、不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、<u>一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</u></p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>(公正取引協議会及び公正取引協議会連合会の事業)</p> <p>第4条 社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び<u>一般社団法人九州不動産公正取引協議会</u>（以下これらを「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>2 不動産公正取引協議会連合会は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) <u>消費者庁長官及び公正取引委員会</u>に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、当該違反行為を直ちに中止すること若しくは当該違反行為を排除するために必要な措置を直ちに採るべきこと若しくは第3条の規定に違反する行為を再び行ってはならないことを警告し、又は50万円以下の違約金を課することができる。</p> <p>2 事業者は、前項に規定する警告を受けたときは、当該警告の内容である措置を直ちに実施し、又は当該警告の内容に反する行為を行ってはならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、300万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、若しくは除名し、又は<u>消費者庁長官</u>に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に従い適当な措置を講ずるよう求めることができる。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不動産の取引に附随して不当な景品類を提供する行為の制限を実施することにより、不動産業における不当な顧客の誘引を防止し、<u>もって公正な競争秩序を確保することを目的とする。</u></p> <p>第2条～第3条 （略）</p> <p>(公正取引協議会及び公正取引協議会連合会の事業)</p> <p>第4条 社団法人北海道不動産公正取引協議会、東北地区不動産公正取引協議会、社団法人首都圏不動産公正取引協議会、北陸不動産公正取引協議会、東海不動産公正取引協議会、社団法人近畿地区不動産公正取引協議会、中国地区不動産公正取引協議会、四国地区不動産公正取引協議会及び<u>九州不動産公正取引協議会</u>（以下これらを「公正取引協議会」という。）は、この規約の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>2 同左</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>(3) <u>公正取引委員会</u>に対する認定及び承認の申請並びに届出に関すること。</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第6条 同左</p> <p>2 同左</p> <p>3 公正取引協議会は、事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、300万円以下の違約金を課し、公正取引協議会の構成員である資格を停止し、若しくは除名し、又は<u>公正取引委員会</u>に対し、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の規定に従い適当な措置を講ずるよう求めることができる。</p>

<p>4 公正取引協議会は、第1項及び前項に規定する措置（警告を除く。）を採ろうとするときは、当該事業者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、事情聴取をしなければならない。事情聴取に際しては、当該事業者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。</p> <p>5 公正取引協議会は、前条第3項の警告をした場合において、その警告を受けた事業者がその警告に従わないときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課することができる。</p> <p>6 公正取引協議会は、第1項、第3項及び前項の規定による措置を講じたときは、その旨及びその措置の内容を遅滞なく文書をもって<u>消費者庁長官</u>に報告するものとする。</p> <p>（措置に対する異議の申立て）</p> <p><u>第6条の2</u> 前条第1項に基づく警告又は違約金、前条第3項に基づく違約金、資格停止又は除名処分若しくは前条第5項に基づく違約金の措置を受けた事業者が、これらの措置に対し異議がある場合は、これらの措置に係る文書の送付があった日から10日以内に、公正取引協議会に対し、文書により異議の申立てをすることができる。</p> <p><u>2</u> 前項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、当該事業者は異議の申立てをすることができない。</p> <p><u>3</u> 公正取引協議会は、第1項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これに基づき審理を行うものとする。</p> <p><u>4</u> 公正取引協議会は、前項の審理を行った結果を当該事業者に速やかに通知するものとする。</p> <p>（措置内容等の公表）</p> <p><u>第6条の3</u> 公正取引協議会は、第6条第1項又は第3項の規定に基づく措置を採った場合において、当該違反行為の及ぼす影響の程度等を勘案の上、特に必要があると認められるときは、違反事業者名、違反行為の概要及び措置の内容を公表することができる。</p> <p>（規則の制定）</p> <p>第7条 不動産公正取引協議会連合会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、<u>消費者庁長官及び公正取引委員会の承認</u>を受けるものとする。</p>	<p>4 同左</p> <p>5 同左</p> <p>6 公正取引協議会は、第1項、第3項及び前項の規定による措置を講じたときは、その旨及びその措置の内容を遅滞なく文書をもって<u>公正取引委員会</u>に報告するものとする。</p> <p>（規則の制定）</p> <p>第7条 同左</p> <p>2 前項の規則を定め又は変更しようとするときは、<u>公正取引委員会の承認</u>を受けるものとする。</p>
--	--

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日（平成21年9月1日）から施行する。

4. 「不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(運用基準の制定)</p> <p>第8条 不動産公正取引協議会連合会は、規約を施行するため運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の運用基準を定め又は変更しようとするときは、<u>消費者庁長官及び公正取引委員会の事前確認を受けるものとする。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(運用基準の制定)</p> <p>第8条 同左</p> <p>2 前項の運用基準を定め又は変更しようとするときは、<u>公正取引委員会の事前確認を受けるものとする。</u></p>

附 則

この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日（平成21年9月1日）から施行する。

5. 「違反調査及び措置の手続等に関する規則」 新旧対照表

変更後	変更前
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(細則の制定等)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、この規則に定めるもののほか、違反調査及び措置に関する手続の細目その他必要な事項を定めることができる。</p> <p>2 前項の必要な事項を定め又は変更しようとするときは、<u>消費者庁長官及び公正取引委員会の事前確認を受けるものとする。</u>この場合においては、不動産公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>(細則の制定等)</p> <p>第9条 同左</p> <p>2 前項の必要な事項を定め又は変更しようとするときは、<u>公正取引委員会の事前確認を受けるものとする。</u>この場合においては、不動産公正取引協議会連合会を経由して行うものとする。</p>

附 則

この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日（平成21年9月1日）から施行する。